

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成23年12月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）の施行に伴い、道府県民税利子割額の法人税割額からの控除及び更正の請求に係る規定等について、所要の措置を講じる必要がある。

2 主な改正の内容

- 道府県民税利子割額の法人税割額からの控除等に係る所要の措置
道府県民税利子割額の法人税割額からの控除等について、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとされることに伴い、申告様式等について所要の措置を講じる。
- 更正の請求に係る所要の措置
更正の請求をしようとする場合には、一定の事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出することとされることに伴い、所要の措置を講じる。
- その他
法律及び政令の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

原則として公布の日から施行する。